

(縦覧用)

平成29年 5月30日 開会

平成29年第3回

農業委員会会議録

つるぎ町農業委員会

つるぎ町農業委員会会議録（平成29年 第3回）	
収 集 場 所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 つるぎ町農業構造改善センター
開 会 時 間	平成29年 5月30日（火） 午前10時
閉 会 時 間	平成29年 5月30日（火） 午前10時25分

出席及び欠席委員									
職 名	氏 名	出	欠	職 名	氏 名	出	欠	職 名	氏 名
会 長 (4番)	坂本 誠治	○		委 員(12番)	高尾 春美	○			
職務代理(17番)	桑平 稔	○		委 員(14番)	宇山 晴雄	○			
職務代理(13番)	堀部 勝博	○		委 員(15番)	藤村 晃	○			
委 員 (1番)	三反田 哲雄	○		委 員(16番)	小栗 利文	○			
委 員 (2番)	中尾 富士雄	○		委 員(18番)	大森 豊春	○			
委 員 (3番)	木田 伸治	○		委 員(19番)	松岡 和夫	○			
委 員 (5番)	岡本 伸清	○		委 員(20番)	小倉 正	○			
委 員 (6番)	浅川 虎夫	○		委 員(21番)	西岡 芳信	○			
委 員 (7番)	眞鍋ソヨ子	○		委 員(22番)	西谷 盛		○		
委 員 (8番)	塩田 勇	○		委 員(23番)	谷川 真角	○			
委 員 (9番)	柴田 純二	○		委 員(24番)	藤本 定恭		○		
委 員(10番)	三宅 久雄	○							
委 員(11番)	丸本 昭	○							

議事録署名委員	12番 高尾 春美	23番 谷川 真角
---------	-----------	-----------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会 事務局長 三木 健司 つるぎ町農業委員会 係 長 檜地 誠
説明のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農林課 主 幹 山蔭 和義

付 議 事 件	別紙のとおり
---------	--------

付 議 案 件

日 程 第 1 会議録署名委員の指名について

日 程 第 2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画による利用権設定について

議案第3号 非農地通知について

日 程 第 3 その他

・農業委員・推進委員の推薦・公募結果について

会 議 の 経 過

事務局長 本日は大変お疲れ様です。定刻がまいりましたので、ただいまより平成 29 年第 3 回つるぎ町農業委員会を始めさせていただきます。

本日、2 名の方が欠席されておりますが、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定によりまして、成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会長より挨拶と議事の進行をよろしくお願い致します。

議 長 皆様、改めましておはようございます。山々の緑もすっかり濃くなり、日中は汗ばむほどの今日この頃ですが、委員の皆様におかれましては、先般、会議のご案内を差し上げましたところ、公私共に大変お忙しい中、ご出席賜りまして本会議が開催できますこと改めてお礼申し上げます。

本委員会も平成 26 年 7 月から、第 22 期の農業委員会委員活動が始まり、7 月 19 日の任期まで、早いもので残すところあと一月余りとなりました。これまで、委員の皆様方には、農業委員会事業にご指導ご協力頂きまして円滑な推進が出来ておりますことに心から感謝申し上げますところでございます。

さて本日は、協議案件の後、「農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集の結果について」、町農林課の方から、報告をして頂けることとなっておりますので、よろしくお願いいいたします。それでは、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第 3」まででございます。慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

なお、座っての進行と、させていただきます。

議 長 それでは、日程第 1「会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第 18 条によりまして、私が指名してよろしいでしょうか。お諮りを致します。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしのようですので、それでは指名させていただきます。「12 番委員」さん、「23 番委員」さん、をご指名いたしますのでよろしくお願い致します。

(5 条申請)

議 長 続きまして「日程第 2 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」お諮りを致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 座って説明、させていただきます。それでは議案書 1 ページと会議資料の 1～8 ページを順次お開き下さい。今回の申請は、1 件でございます。

譲渡人が、「●●●●」さん、譲受人が「●●●●」で、申請地は、「半田字田井 165 番地 2・地目は田・面積 247 m²」の土地でございます。

住宅敷地としての使用に伴う、売買による権利の設定でございます。

申請地については、公共施設に近い第 2 種農地で、住宅地に隣接した土地であり許可要件は満たしていると考えます。以上で、説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この申請については、私の担当地区となっておりますので報告致します。No. 1 の申請地は、会議資料の 8 ページの位置図にありますように、町立半田中学校から北へ 70m 程先を東へ 50m 程進み、さらに北へ 70m 程先に申請者宅があります。その南側になります。住宅敷地、駐車場への転用でございます。申請者は建設会社を営んでおり、既存の駐車場を利用していますが、だんだん手狭になってきたため、この度申請地を買い受けて、住宅敷

地拡張、駐車場をしたいそうです。3ページの利用計画、4ページの造成計画にありますように、隣接してありましたコンクリート境界壁を一部取り除き、駐車場については、10 cm程碎石を敷き、庭に関しましては、そのまま利用する計画となっております。

5ページの始末書にありますように、譲渡人の祖父が昭和54年に農地法3条許可を得て、病弱だった妻のため病院通いに便利な場所である申請地に住宅を建てる計画をもっていったようで、生前、現在の状態に盛土し整地したのではないかと思われれます。土地造成、転用許可が必要であることを祖父も認識せず、無断転用の状態を長年続けたことをふかく反省するむね記載してあります。また、付近の土地、作物等に被害が生じた場合、責任をもって適切に善処する旨、附記されておりますので、問題はないかと考えます。

以上、No.1について、報告しました。ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

議 長 ご異議等ございませんか
委 員 異議なし
議 長

ご異議がないようですので、議案第1号のNo.1については、承認することに決定致します。したがって、日程第2・議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」は承認することに決定致します。

利 用 権

議 長 続きまして「日程第2 議案第2号 農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の2~4ページと会議資料の9~25ページを順次お開き下さい。「農用地利用集積計画による利用権設定について」でございます。

今回は、再設定6件、新規設定が2件でございます。

1件目、「●●●●」さんから「●●●●」さんに、貞光宮下121番地1の田、783㎡を賃借権5年の再設定です。作目は水稻です。

次に、「●●●●」さんから「●●●●」さんに、貞光字馬出30番地1の田、1,838㎡を賃借権5年の再設定です。作目は水稻です。

次に、「●●●●」さんから「●●●●」さんに、半田字東久保720番地2の田、243㎡、同じく東久保437番地2の田、324㎡、同じく東久保701番地の田、139㎡の計3筆706㎡を使用貸借権3年の再設定です。作目はすべて水稻です。

次に、「●●●●」さんから「●●●●」さんに、貞光字馬出23番地2の田、1,076㎡を賃借権3年の再設定です。作目は水稻です。

次に、「●●●●」さんから「●●●●」さんに、貞光字馬出31番地の田、992㎡、同じく中須賀5番地の田、1,000㎡、中須賀24番地2の田、756㎡、中須賀21番地2の田、115㎡、の計4筆2,863㎡を、賃借権1年の再設定です。作目は水稻です。

次に、「●●●●」さんから「●●●●」さんに、貞光字宮下80番地の田、1,698㎡を賃借権3年の新規設定です。作目は水稻です。場所については、宮下の柏尾さん宅の北側になります。(P25 地図添付)

次に、「●●●●」さんから「●●●●」さんに、貞光字宮下91番地の田、1,510㎡を賃借権3年の新規設定です。作目は水稻です。場所については、宮下の古田さん、美馬さん宅の東側になります。(P25 地図添付)

以上、再設定6件、新規設定2件、合計12筆10,474㎡でございます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、只今の「農用地利用集積計画による利用権設定」について、ご質疑・ご意見はございませんか、お諮り致します。

各委員 異議なし。

議長 異議がないようでございますので、「日程第 2 議案第 2 号 農用地利用集積計画による利用権設定について」は、承認することに決定致します。

(非農地証明)

議長 次に、日程第 2・議案第 3 号、「非農地証明について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の 5 ページと会議資料の 26～31 ページを順次お開き下さい。「非農地証明について」でございます。今回、1 件の申請が出ております。

申請人は、「●●●●」さんです。

申請地については「一字字奥大野 1416 番地 1、1417 番地 1 で登記地目はどちらも田、現況地目は雑種地、面積については、628 m²」の土地でございます。

5 月 18 日に、17 番委員さんと事務局 2 名とで現地を確認しました。

申請地であります、31 ページの位置図のとおり、剣橋より県道中野木屋平線を 2.9 キロ程入ったところにあります。非農地化した理由としては証明願にありますように、

「申請地は、昭和 63 年から平成 10 年迄、つるぎ町及び、徳島県西部総合県民局の建設残土処分場として使われてきたが、その後耕作されず放置され荒地と化し今後も農地として耕作するつもりがない為」となっています。

非農地証明の基準として、「人為的な転用行為が行われてから既に 20 年以上が経過しており、かつ、農地への復元が不可能又は著しく困難であり、農地行政上支障がないと認められる場合」とありますが、周囲の状況等からみても、その土地を農地として復元が著しく困難であり、継続して利用することができないと見込まれるなど、総合的に判断して、非農地と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。只今の「非農地証明について」、ご質疑・ご意見はございませんか。お諮り致します。

各委員 異議なし。

議長 異議がないようでございますので、日程第 2・議案第 3 号「非農地証明について」は、承認することに致します。

(その他・事務連絡)

議長 次に、日程第 3、「その他」について、議題と致します。「農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集結果について」、の報告を農林課の山蔭主幹から報告をお願いいたします。

農林課 農林課山蔭でございます。私の方から、農業委員及び、農地利用最適化推進委員の推薦、募集の結果につきまして、現農業委員の皆さまにご報告をさせていただきます。お手元に、資料として「つるぎ町農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について(資料編)」と書いた A4 の 10 枚ものと、同じタイトルでその内容を A4 に 1 枚にまとめたものをお配りさせていただいておりますので、ご確認願います。

・公募期間について

3月の委員会でお話をさせていただきましたとおり、4月10日から5月10日の1ヶ月間、広報「つるぎ」、それからつるぎ町ホームページにより、農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を実施させていただきました。定員は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員7名でございます。詳しくは、資料編の1ページをご覧くださいいただけますと思います。

・公表について

今回の、募集に関しましては、法令によりまして、その募集状況を中間日及び最終日に公表することになっておりまして、ここにありまして、4月25日に中間の応募状況、5月10日に応募の最終結果を、つるぎ町ホームページに掲載し公表させていただきました。

これにつきましても、資料編の2ページから5ページに付けてありますのでご覧くださいいただけますと思います。

・募集結果について

表にありますとおり、農業委員につきましては、14名の定数に対して18名の方から、農地利用最適化推進委員につきましては、7名の定数に対して14名の方から応募をいただきました。

今回の募集につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員の重複して申請することが可能となっており、11名の方が両方の委員に重複して申請をいただいた方でございます。両方の委員に申請をいただいた方に関しましては、どちらか一方の役職をお願いさせていただくこととなりますので、応募者の実数は、両委員候補者合計で21名となりました。

ご応募をいただいた21名の方の内訳といたしましては、現職の委員が16名、今回新たにご応募いただいた方が5名となっております。

詳しくは、資料編の4ページに農業委員の応募状況を、5ページに農地利用最適化推進委員の応募状況を、6ページに応募者の種別をそれぞれ貼付しております。こちらも、ご覧くださいいただけますと思います。

・地域別の状況について

今回の改選にあたりまして、昨年度から現職の皆様にご協議をいただきまして、農業委員会で事前に地域別の基準を定めていただいております。この表がその結果をまとめたものでございまして、右側2列にありますとおり、地域単位でも応募実数と地域別定数が同数となりました。

以上の、募集の結果と地域別の状況から、つるぎ町における農業委員及び農地利用最適化推進委員に必要な21名の候補者が確保できましたので、この応募者をもって選任に向けて調整を行うことといたしました。

・評価選定について

法令規則によりまして、候補者の評価委員会を5月15日に開催させていただきました。評価委員会においては、特に法で定められた要件についての協議となりましたが、これまでも前事務局長からご説明をさせていただきましたとおり、今回の法改正で、農業委員の過半数が認定農業者という原則がございます。

現在、ご応募をいただいております、農業委員候補者の内、現在、認定農業者は5名でございまして、過半数に足りない状況となっております。

この件に関しましては、※印で記しておりますとおり、「区域内の認定農業者が委員定数の8倍を下回る場合に限り、町議会の同意を条件に、委員の過半数を認定農業者及び認定農業者にお準ずる者とすることができる。」という規定が

ございまして、つるぎ町の場合は、この規定の適用となりますので、今回の改選におきましては、今現在、ご応募をいただいている方で選任をさせていただく方向で調整をするということで、評価委員会において確認したところでございます。例外規定の詳しい内容につきましては、資料編の 7 ページに貼付しておりますので、ご確認いただけたらと思います。以上が、本日時点までの状況でございます。

今後ですが、「資料編」の最後のページ、9 ページに最初の説明会で使用しました改選までの工程表を添付してございます。現在、下から 4 段目の評価委員会の開催が終わったところでございまして、あと 6 月に選考を行い、議会の同意をいただけたら、7 月 20 日予定の改選への運びとなります。

以上、走る走るの説明になりましたが、農林課からの報告を終わります。

議長 長 ただ今、山蔭さんからご報告がございましたけれども
質問等はございませんか。

委員 質問なし

議長 長 質問がないようなので「農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集結果
について」報告を終わらせていただきます。山蔭さんどうもありがとうございました。

議長 長 その他、何か意見等はありませんか。

委員 意見なし。

議長 長 ご意見等ないようでございますので、これで本日の議題はすべて終了致しました。
長時間、慎重審議いただきまして有難うございました。以上をもちまして本会を閉じることに致します。

終 了 午前 10 時 25 分

平成 29 年 5 月 30 日

つるぎ町農業委員会 会長 坂 本 誠 治

上記会議録は、真正であることを認め署名する。

議事録署名者

12 番委員

議事録署名者

23 番委員